

「スマイリングロード」利用規約

損害保険ジャパン株式会社（以下、「当会社」といいます）が提供する「スマイリングロード」（以下、「本サービス」といいます）利用規約（以下、「本規約」といいます）において、使用される用語に関する説明は次のとおりです。（五十音順）

用語	説明
うっかり運転検知機能	「一時不停止」「踏切不停止」「最高速度オーバー」「通行禁止箇所進入」が発生した可能性のある地点等を検知する機能をいいます。
オプション品	当会社が貸与するインカメラ、リアカメラをいいます。
管理者	次の要件をいずれも満たしている者をいいます。 ① サービス利用者であること ② 専用サイトに自らのメールアドレスを登録し、総合的にサービス利用状況を管理・監督する立場の者で、専用サイトを利用する者であること
機密情報	サービス利用者に開示されるサービス上および技術上の情報、ノウハウ、データ等をいいます。ただし、次のいずれかに該当する情報は、機密情報には含みません。 ① 開示の時点で既に公知、公用の情報 ② 開示の時点で既に保有している情報 ③ 正当な権限を有する第三者から、機密保持義務を負うことなく入手した情報 ④ サービス利用者が独自に開発した情報 ⑤ 法令または監督官庁から開示を要求された情報
サービス利用開始日	当会社または提携先企業等がドライブレコーダー等を発送した日の翌月1日をいい、ドライブレコーダー等1台ごとに適用します。
サービス利用者	利用法人等の役職員（パート、アルバイト、臨時雇人等を含みます。以下、同様とします。）であって、本サービスを利用する全ての者（本サービス内の情報を単に閲覧する者も含みます。）をいいます。
サービス利用情報	本サービスを通じて当会社が取得する情報（ドライバー情報、ログ情報、映像、走行距離、時間、位置情報、加速度センサー、ジャイロセンサーによる計測値および安全運転診断結果等）をいいます。（取得する情報には、オプション品により記録された映像を含みます。）
専用SDカード	当会社が提供するメモリーカードをいいます。
専用サイト	本サービスの利用に必要な専用のWebサイトをいいます。
第三者	次のいずれにも該当しない者をいいます。 ① 当会社の役職員 ② 提携先企業等の役職員 ③ 利用法人等の役職員 ④ サービス利用者
知的財産権	特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権等の、法令により定められた権利または法律上保護される利益にかかる権利をいいます。
提携先企業等	当会社からの委託または当会社との業務提携により、本サービスの提供に関わる企業、団体、その再委託先等をいいます。
ドライバー	次の要件をいずれも満たしている者をいいます。 ① サービス利用者であること ② ドライブレコーダーが設置された車両を実際に運転する者であること
ドライブレコーダー	当会社が貸与する運転録画機能や通信機能等を有する車載器およびその付属物をいいます。ただしオプション品は含みません。
ドライブレコーダー等	当会社が貸与するドライブレコーダーおよびオプション品をいいます。
反社会的勢力	暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）をいいます。
マイル	本サービスを利用することでドライバーに付与されるポイントをいいます。
利用法人等	本サービスの利用を申込み、当会社の承諾を得て、本サービスの利用を開始した法人・団体・個人事業主等をいいます。

第1条（規約の目的等）

- （1）本規約は、当社が提供する本サービスの事項を定めたものです。
- （2）本サービスの利用を希望する法人・団体・個人事業主等は、本規約に同意のうえ所定の方法にしたい申し込みを行うことで、本サービスの提供を受けることができます。

第2条（規約の変更等）

- （1）当社は、法令の定めに従い本規約を任意に変更できるものとします。
- （2）変更された規約は、第4条（本サービスにより提供する内容）③に定める専用サイトまたはスマートフォン用アプリを通じてサービス利用者に通知された時から、その効力を生ずるものとします。
- （3）本規約の変更後、サービス利用者が本サービスを利用した場合は、変更の内容に同意したものとみなします。

第3条（本サービスの提供要件）

- （1）利用法人等が、本規約に同意した上で所定の方法に従って本サービスの利用申込みを行った場合であって、当社がこれを承諾したとき、当社は、本サービスを提供するものとします。
- （2）サービス利用者は、本サービスの利用にあたって、所定の方法に従い、利用登録を行うものとします。
- （3）サービス利用者は、（2）に定める利用登録を行うにあたり、本サービスの提供に必要な各種情報を当社に提供することについて同意をしたものとします。

第4条（本サービスにより提供する内容）

本規約により提供する本サービスの内容は次のとおりとします。

- ① ドライブレコーダー等の貸与
- ② 安全運転診断通知や緊急時通報等の各種メール配信の提供
- ③ 運転履歴の閲覧、各種情報の設定・管理等が可能な専用サイトおよびスマートフォン用アプリの提供
- ④ マイルを活用した懸賞企画等の提供
- ⑤ その他①から④までのいずれかに関連するサービスの提供

第5条（マイルの取扱い）

- （1）ドライバーは、所定の登録手続きを行うことで、本サービスが定める方法によってマイルを獲得することができ、そのマイルを消費することで本サービスが提供するプレゼントキャンペーンの応募等に利用することができます。
- （2）本サービスを通じて当社が提供するマイルの取扱いは、次のとおりとします。
 - ① マイルの有効期限は、最終のマイル数の変動日の翌日から起算して1年間とし、有効期限内にマイル数の変動がなかった場合は、それまでに貯めたマイルは全て失効します。
 - ② 利用法人等が、ドライバーの登録を抹消した場合は、ドライバーのマイルは全て失効します。
 - ③ ドライバーは、マイルの利用の意思表示を行った後は、マイルの利用の取消や変更をすることはできません。
 - ④ 当社は、ドライバーが次のいずれかに該当すると判断した場合は、ドライバーに事前に通知することなく、マイルの全てまたは一部を取り消すことがあります。
 - ア. マイルの取得、利用等について、不正利用の事実が発覚した場合
 - イ. 第9条（利用法人等およびサービス利用者の義務）（2）に定める禁止行為を行うなど、当社がマイルを直ちに取り消すことが適切であると判断した場合
 - ⑤ 当社は、ドライバーが利用したマイル、失効したマイル、および当社が取り消したマイルを返還しません。
 - ⑥ ドライバーは、自身が獲得したマイルを他のドライバーへ貸与、譲渡、担保権の設定、その他の取引の対象とすること、または他のドライバーと共有することはできません。
 - ⑦ 第三者が、ドライバーのIDを使用して本サービスを利用した場合は、当社はドライバー本人による利用とみなし、第三者により利用されたマイルは返還しません。また、当社はこれによりドライバーに生じた損害について責任を負いません。
 - ⑧ マイルは換金することはできません。
 - ⑨ 当社は、利用法人等がマイルによる懸賞を制限した場合は、（1）の規定を適用しません。
- （3）当社は、やむを得ない事情により、ドライバーへの懸賞商品の配送が不可であると判断した場合は、当選および懸賞商品の配送を取り消すことがあります。

第6条（利用法人等の確認事項）

- （1）本サービスにより当社が提供するドライブレコーダー等の最低利用期間は、サービス利用開始日から

起算して1年間とします。

- (2) 本サービスの対象は、日本国内で使用される車両とします。ただし、日本国内で使用される車両であっても、通信事情によるドライブレコーダーからの情報取得不能等の理由により、本サービスの対象外となることがあります。
- (3) 当社は、本サービスの提供期間中であっても、メンテナンス等の理由により、当社の判断で、予告なく本サービスの提供を中断または停止することがあります。
- (4) 本サービスの内容は、中止、変更となる場合があります。その際、利用法人等またはサービス利用者もしくは第三者に損害が生じた場合であっても、当社は、一切責任を負わないものとします。
- (5) 利用法人等およびサービス利用者は、本サービスを通じて得られる全ての情報の完全性、正確性、確実性あるいは有用性について、ハードウェア・ソフトウェアの動作障害やインターネット通信回線の状況等の外部環境により大きく変化することを理解し、これを承諾するものとします。
- (6) 利用法人等に法人合併、会社分割または法人名変更等の事情変更が発生した場合は、その承継会社または存続会社が、本サービスに係る一切の権利義務を引き継ぎ、その変更内容を当社に届け出るものとします。

第7条（本サービスの利用料金）

- (1) 利用法人等は、本サービスを利用する場合、各月1日時点のドライブレコーダーの貸与数に利用料金1,200円（税込）を乗じた金額を、月額利用料金として支払うものとします。
- (2) 利用法人等は、オプション品を利用する場合は、各月1日時点のオプション品の貸与数に利用料金200円（税込）を乗じた金額を、(1)に定める月額利用料金に加えて支払うものとします。
- (3) 利用法人等は、(1)および(2)に定める月額利用料金を次のいずれかの方法で支払うものとします。
 - ① 利用法人等が指定する金融機関からの口座振替
 - ② 当社または提携先企業等が発行する請求書による支払い（振込手数料は利用法人等の負担とします。）
- (4) 利用法人等は、サービス利用開始日の属する月から月額利用料金を支払うものとします。
- (5) 利用法人等は、(3)に定める支払方法に応じて、次のいずれかの日に月額利用料金を支払うものとします。
 - ① (3)①の方法の場合は、毎月27日（ただし、金融機関の休業日の場合は、翌営業日）
 - ② (3)②の方法の場合は、毎月末日まで
- (6) (1)および(2)に定める月額利用料金の支払猶予期限は、(5)に定める支払日の属する月の翌々の末日とします。利用法人等が、支払猶予期限までに月額利用料金を支払わなかった場合は、同日をもって、本サービス契約は解除となります。
- (7) (6)および次条の定めに従って本サービス契約が解除となった場合でも、利用法人等は、解除日の属する月以前の月額利用料金を支払うものとします。
- (8) サービス申込完了日から第6条(1)に定める最低利用期間末までに、(6)および次条の定めに従って本サービス契約が解除となった場合は、利用法人等は、下表に定める月額に、最低利用期間の残期間に対応する月数を乗じた額を、違約金として支払うものとします。

貸与物	違約金（月額）
ドライブレコーダー	1台あたり1,200円
オプション品	1台あたり200円

- (9) 利用法人等は、(3)①に定める金融機関の口座を変更する場合は、所定の方法で速やかに当社に通知するものとします。
- (10) 当社は、第2条（規約の変更等）の規定に関わらず、(1)および(2)に定める月額利用料金を変更する場合は、変更を適用する月の初日から起算して90日前までに、管理者へ書面または電子的媒体等によって、変更内容を通知するものとします。
- (11) 当社は、当社または提携先企業等に帰する事由により本サービスを停止した場合であって、サービス利用者が月15日を超えて本サービスを利用できなかったときは、その翌月末日までに月額利用料金を返還するものとします。

第8条（解除および本サービスの提供の終了）

- (1) 利用法人等は、当社が提供する管理者向け専用サイトでの手続きをもって、本サービス契約の全部または一部を解除することができます。
- (2) 第6条(1)の最低利用期間にかかわらず、当社は、利用法人等またはサービス利用者が次のいずれかの事由に該当する場合は、管理者に対する書面による通知をもって、本サービス契約の全部または一部を解除することができます。
 - ① 利用法人等またはサービス利用者が、次のいずれかに該当する場合

- ア. 反社会的勢力に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 反社会的勢力が利用法人等の経営を支配し、または利用法人等の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ② 次条（２）に定める禁止行為を行った場合
 - ③ 本サービス契約以外の当会社との取引において、期限の利益を喪失し、またはその約定に違反した場合
 - ④ 営業を休廃止した場合または解散した場合
 - ⑤ 強制執行、保全処分もしくは滞納処分を受けた場合または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きもしくはその他これらに類する手続きの申し立てがあった場合
 - ⑥ 手形または小切手の不渡りの報告があった場合
 - ⑦ 営業の継続または継続的な本サービス利用が困難であると客観的事実により明らかな場合
 - ⑧ ①から⑦までの掲げるもののほか、①から⑦までの事由がある場合と同程度に当会社の利用法人等またはサービス利用者に対する信頼を損ない、本サービスの継続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- (3) (2)に定める事由によって、当会社が本サービス契約の全部または一部を解除した場合は、前条（６）に定める支払猶予期限を適用しません。

第9条（利用法人等およびサービス利用者の義務）

- (1) 利用法人等およびサービス利用者は、本サービスを利用するにあたって、次に定める義務を負うものとします。
- ① 事前に次に定める手続きを行うこと
 - ア. 本サービス利用申込手続き
 - イ. 管理者およびドライバーの利用登録
 - ② 当会社から貸与されるドライブレコーダー等の取扱いにおいて、次の事項を遵守すること
 - ア. ドライブレコーダー等の取扱いに細心の注意を払うこと
 - イ. ドライブレコーダー等を受領した日以降速やかに、管理下の車両に全てのドライブレコーダーを設置し初期動作確認を行うこと
 - ウ. ドライブレコーダー等取扱説明書の注意事項および関連法令等を遵守し、適切な方法でドライブレコーダー等を車両に設置すること
 - エ. ドライブレコーダー等を第三者が所有する車両に設置する場合は、利用法人等の責任と負担で第三者から承諾を取得し、その他一切の手続きを行うこと
 - オ. ドライブレコーダー等の破損、故障等により本サービスが利用できなくなった場合は、速やかに当会社へ通知すること
 - カ. ドライブレコーダー等を紛失した際は、速やかに当会社へ通知すること
 - キ. ドライブレコーダー等が盗難にあった際は、速やかに警察へ届出を行い、当会社へ通知すること
 - ③ 本サービスで利用するIDおよびパスワードの使用および管理について責任を負うこと
 - ④ 本サービスを利用するために必要な車両、ハードウェア、ソフトウェア等を自らの責任と負担において準備し、本サービスの利用環境を維持すること
 - ⑤ 本サービスに関する機密情報、個人情報等を保護するために、必要かつ適切な情報セキュリティ策を講じること
 - ⑥ ①から⑤までの他、当会社または提携先企業等の指示に従い、必要な協力を行うこと
- (2) 利用法人等およびサービス利用者は、本サービスを利用する場合は、次に定める行為を行ってはなりません。
- ① 本サービスを通じて知り得た機密情報または個人情報を第三者に開示する行為
(注) 本サービス提供期間中であるかは問いません。
 - ② 本サービスを通じて知り得たサービス利用情報を第三者に開示する行為
(注) 本サービス提供期間中であるかは問いません。
 - ③ 虚偽の人物を名乗り、本サービスを利用する行為
 - ④ 本サービスで設定された分野またはテーマから逸脱した内容をプレゼントキャンペーンの応募フォームに投稿する行為
 - ⑤ 商業目的で本サービスを利用する行為
 - ⑥ 他の会員の個人情報を収集または蓄積する行為
 - ⑦ 詐欺的行為その他の犯罪行為
 - ⑧ 詐欺的行為その他の犯罪行為に加担し、またはこれに結びつく行為
 - ⑨ 当会社、提携先企業等または第三者の知的財産権を侵害する行為

- ⑩ 有害なコンピュータプログラム等をアップロード、送信または書き込む行為
 - ⑪ 本サービスの運営を妨げ、当会社の信頼を損なう行為
 - ⑫ 本サービスを利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
 - ⑬ 本サービスで当社が貸与するドライブレコーダー等を第三者に譲渡、販売、または担保に供する行為
 - ⑭ ①から⑬までの他、本サービスの利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (3) 利用法人等またはサービス利用者が(1)②から⑥までの義務に違反し損害が生じた場合は、当社および提携先企業等は一切その責めを負わないものとします。
- (4) 利用法人等またはサービス利用者が(2)の禁止行為に違反した場合であって、当社、提携先企業等または第三者に損害が生じたときは、利用法人等またはサービス利用者はこれを賠償するものとします。

第10条 (ドライブレコーダー等の交換・返却)

- (1) 当社は、利用法人等から前条(1)②オに定める通知を受けた場合は、ドライブレコーダー等の交換を行うものとします。
- (2) 利用法人等は、(1)の通知を行った日の翌日から起算して30日以内に、該当するドライブレコーダー等を当社へ返却するものとします。なお、その返却は当社指定の方法(運送会社の指定を含みます。)によって行われ、その費用は当社が負担するものとします。
- (3) (1)および(2)の手続きに際し、サービス利用者が本サービスを利用できない期間が発生した場合でも、当社は第7条(本サービスの利用料金)(11)の規定を適用しません。ただし、前条(1)②イの初期動作確認時に発覚したドライブレコーダー等の初期不良による場合を除きます。
- (4) 第7条(本サービスの利用料金)(6)または第8条(解除および本サービスの提供の終了)の定めに従って本サービス契約が解除となった場合は、利用法人等は解除日の翌日から起算して30日以内にドライブレコーダー等を当社に返却するものとします。なお、その返却は当社指定の方法(運送会社の指定を含みます。)によって行われ、その費用は当社が負担するものとします。
- (5) 利用法人等は、次に定める事由が生じた場合は、下表に定める違約金を当社に支払うものとします。
- ① (2)および(4)に定める返却期限を過ぎてもドライブレコーダー等を当社に返却しない場合
 - ② 前条(1)②カまたはキに定める場合であって、利用法人等またはサービス利用者の責に帰すべき事由により物理的にドライブレコーダー等を当社に返却することができない場合
 - ③ (1)に際して、ドライブレコーダー等の破損・故障等の原因が、利用法人等またはサービス利用者の責に帰することが判明した場合

貸与物	違約金
ドライブレコーダー	1台あたり 30,000円
オプション品	1台あたり 10,000円

- (6) 当社は、ドライブレコーダー等が返却された際に、専用SDカード等、ドライブレコーダー等以外の物が同梱されていた場合には3か月保管し、この保管期間を過ぎた場合には、理由を問わず処分できます。
- (7) (6)の同梱品が利用法人等の私物か否かにかかわらず、当社は補償等につき責任を負わないものとし、当該利用法人等またはサービス利用者が一切の責任を負うものとします。

第11条 (免責)

当社および提携先企業等は、次のいずれかの事由によって利用法人等またはサービス利用者に損害が生じた場合は、一切その責めを負わないものとします。

- ① 次のいずれかを原因として、本サービスの提供が遅延または不能となること
 - ア. 通信機器または通信回線の故障もしくはその他通信手段の障害
 - イ. プロバイダ、OS、閲覧ソフト等の障害
 - ウ. 利用法人等が使用する車両または機器の不具合等
 - エ. アからウまでのほか、当社および提携先企業等の故意または重大な過失によらない事由
- ② 公衆電話回線、専用電話回線等の通信経路において盗聴またはこれに類する行為が為されたことにより、利用法人等のID、パスワード、または取引情報等が漏洩すること
- ③ 利用法人等またはサービス利用者が、本サービスを通じて提供された情報を第三者に提供または開示すること
- ④ サービス利用情報の削除等

第12条 (個人情報および法人顧客情報の取扱い)

(1) 当社は、本サービスを通じて取得する個人情報および法人顧客情報を、次のいずれかの目的で使用します。

- ① 走行情報の管理者への提供
- ② 安全運転ランキング等へのデータ活用

- ③ ギフト、懸賞等の抽選または当選者への発送
 - ④ メール、アプリ等での情報提供
 - ⑤ 本サービスの改良または新機能の追加
 - ⑥ 新規サービス・新商品の開発および開発のための分析
 - ⑦ 事故原因の究明または事故防止活動
 - ⑧ ①から⑦までの利用目的に準ずるまたはこれらに密接に関連する目的
- (2) 当社は(1)の目的のため、本サービスを通じて取得する個人情報および法人顧客情報を、当社および提携先企業等の間で、共同で利用できるものとします。
- (3) 当社は、本サービスを通じて取得する個人情報および法人顧客情報を、警察や裁判所等からの要請に応じて開示または提供することがあります。

第13条 (サービス利用情報の取得)

- (1) 当社は、前条で定める個人情報および法人顧客情報の他、本サービスを通じてサービス利用者のサービス利用情報を取得します。
- (2) 当社は、サービス利用終了後も前項に定める情報を利用できるものとします。また、当該情報に著作権(著作権法第27条および第28条に規定された権利を含む)や所有権が認められる場合は、すべて当社に帰属するものとし、サービス利用者は当社および第三者に対しても、著作者人格権を行使しないものとします。
- (3) 当社は、既に保有する損害保険契約の引受、履行、管理、保険事故の調査、または保険金の支払いの判断もしくは手続き等で取得した情報と、本サービスで取得したサービス利用情報を、次のいずれかの目的で使用します。
- ① 本サービスの改良または新機能の追加
 - ② 新規サービス・新商品の開発および開発のための分析または研究
 - ③ 市場動向の把握および分析
 - ④ 自動車運転の特性に関する分析または研究
 - ⑤ ①から④までの他、安全な交通社会の発展に資する分析または研究等
- (4) 当社は、SOMPOグループ各社における新規サービス・新商品の開発および開発のための分析・研究を目的として、(1)に定める情報を、当社と下記グループとの間で、共同で利用できるものとします。
- SOMPOグループ グループ会社一覧
(https://www.sompo-hd.com/group/group_list/)
- (5) 当社は、安全な交通社会の発展に資する目的で、当社の提携先企業等および自動車技術等の開発に携わる企業・自治体等(国内外の自動車メーカー、自動車技術に関する研究機関等をいいます)にサービス利用情報を提供できるものとします。
- (6) 当社は、(3)に定める目的のため、外部委託先(国外の企業を含む)にサービス利用情報を提供できるものとします。提供にあたり、あらかじめ外部委託先の情報管理体制を確認する等、外部委託先に対して適切な監督を行います。なお、これらのデータの管理責任者は当社です。
- (7) 当社は、法令等に基づいて個人の識別や個人情報の復元をできないように適正な方法により加工された匿名加工情報を入手したサービス利用情報を第三者に継続的に提供する場合があります。匿名加工情報は、パスワードにより保護をした上で又は適切なセキュリティ保護が確保された環境下で、下記のいずれかの方法により提供します。
- ① サーバーへのアップロード
 - ② DVD等の外部記録媒体での提供
- (8) 当社は、本サービスを通じて取得したサービス利用情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。
- (9) 利用法人等は、(1)から(8)について、ドライバーの同意を取得するものとします。
- (10) 前条各項および本条各項のほか、当社の個人情報の取扱いに関する詳細については、当社の個人情報保護宣言に記載します。

- 損害保険ジャパン株式会社 個人情報保護宣言

(https://www.sompo-japan.co.jp/private_information/)

第14条 (データ保持期間)

本サービスにおけるデータ保持期間は下表のとおりとします。

データ種類	保持期間
診断レポートデータ	2年
運行情報データ	
安全運転ランキングデータ	
危険運転情報データ	
走行軌跡	6か月
うっかり運転検知機能データ	
専用サイト上の動画データ	1か月

第15条（クッキーの利用）

- (1) 当社は、より便利なサービスの実現を図るためクッキー（Cookie）を利用することとしています。
- (2) 利用法人等またはサービス利用者が使用するブラウザの設定変更を行うことによって、クッキーの機能を無効にすることができます。この場合は、一部のサービスを快適に利用できないことがあります。
- （注）クッキーは、サービス利用者がWebサイトを再訪された際、より便利に本サービスを利用するためのものです。

第16条（Google Analyticsの利用）

当社は、本サービスの利用状況を把握するため、Google社の提供するGoogle Analyticsを利用してアクセス情報を収集します。このため、当社はGoogle Analyticsから提供されるクッキーを使用しますが、当社はGoogle Analyticsによって個人を特定できる情報は取得しません。Google Analyticsの利用により収集された情報は、Google社のプライバシーポリシーに基づいて管理されます。Google Analyticsの利用規約とプライバシーポリシーについては、同社のホームページをご確認ください。なお、当社は、Google Analyticsの利用によって発生した損害については、その責を負わないものとします。

第17条（権利帰属）

- (1) 本サービスに関する知的財産権は、全て当社または提携先企業等を含む適法な権利者に帰属します。
- (2) 本規約に基づく利用の許可は、サービス利用者が本サービスを利用することを許可するものであり、当社または提携先企業等有する知的財産権の利用を許可するものではありません。

第18条（訴訟の提起および準拠法）

- (1) 本規約に関して紛議が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (2) 本規約に規定のない事項については、日本国の法令によります。

（附則）

この規約は2022年7月1日から実施します。

（改訂履歴）

2022年7月1日 制定